

# 新潟市医療計画について

## 1. 策定の経緯

### ▶ 医療計画とは

- ・「医療提供体制の確保を図るための計画」・・・医療法にて各都道府県へ策定義務

### ▶ 新潟県の計画

- ・現行計画は、『第7次新潟県地域保健医療計画』(H30年度～R5年度)。

新潟市域は、新潟保健医療圏域（新潟市・阿賀野市・五泉市・阿賀町）に含まれている。

- ・しかし、各地域の社会構造が変化する進展速度の違いから、圏域での統一的な取組みは困難に。

⇒ 本市の現状と課題に即した医療提供体制を構築するため、『新潟市医療計画』を策定することに。

## 2. 基本的な考え方

### ▶ 全体の考え方と各部門の基本的な考え方

#### 《全体》助け合い政令市にいがたの構築

《救急医療》 必要な救急医療が提供される体制づくり

《精神疾患》 必要な精神科医療が提供される体制づくり

《在宅医療》 生き生きと住み慣れた地域で暮らせる新潟市づくり

《災害時における医療》 必要な災害医療が提供される体制づくり

## 3. 期間

▶ 第1期計画：H26年度からR5年度までの10年間（当初はR2までの7年間。H29・R2に中間評価実施。）

※ 第2期計画：R6年度からR11年度までの6年間（『第8次新潟県地域保健医療計画』と同じ。）

## 4. 進行管理

▶ 有識者・専門家等が参加する『新潟市地域医療推進会議』及び『新潟市医療計画三分野合同会議』において、施策の実施状況を適宜確認するとともに、評価を行う。

## 5. 進捗状況

主な課題	計画後期の方策	実施した主な取組(R3年度)	今後の取組内容(R4年度)	進捗状況
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに基づく支援に取り組む必要がある。	①精神障がい者の地域生活を支える体制の強化	○措置入院患者等の退院後支援の実施 ○地域移行・地域定着支援研修会の開催 ○社会資源見学ツアーの開催 ○当事者交流会の開催	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業における、保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続開催する。 ○アウトリーチ事業の実施を検討する。	A (計画どおり)
○円滑な精神科救急受診体制を確保する必要がある。	②一般医療機関と精神科医療機関との情報交換による相互理解促進	○精神科救急医療システムの運営 ・新潟県・新潟市精神科救急医療システム連絡調整委員会の開催 ・新潟県精神科救急情報センター等業務検討会の開催 ○一般医療機関と精神科医療機関の情報交換会の開催	○精神科救急医療システムを運営する。 ○一般医療機関と精神科医療機関の情報交換会を継続開催する。	B (やや遅れ)
○救急医療や身体合併症における一般医療機関と精神科医療機関との連携を強化する必要がある。				

【地域医療連携強化事業】

オンラインセミナー

# 精神科と一般診療科との 連携を考える！

「地域で精神疾患を持つ人を支えるために我々ができること」

2021年12月1日（水）19：00～20：00

■講演 とやのメンタルクリニック院長 新藤雅延 氏

座長：横田内科医院院長 横田樹也 氏

2022年1月21日（金）19：00～20：00

■講演 山の下クリニック院長 阿部行宏 氏

座長：新潟メンタルクリニック院長 熊谷敬一 氏

2022年3月3日（木）19：00～20：00

■事例を通してのシンポジウム

シンポジスト

新潟市地域包括支援センター山潟

新潟市民病院、南浜病院、新潟市こころの健康センター

お申し込み QRコードからお願ひいたします



お問い合わせ 新潟市医師会 地域医療推進室

025-240-4135

renkei-center@med.email.ne.jp

新潟市在宅医療・介護連携センター（新潟市医師会 地域医療推進室）

新潟市地域医療推進課、新潟市こころの健康センター